

薬生食監発 0826 第 2 号
令和 2 年 8 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施に関する Q&A について

と畜場法施行規則第 3 条第 6 項又は第 7 条第 5 項に基づくと畜検査員による検査又は試験及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 4 条第 4 項に基づく食鳥検査員による検査又は試験（以下「外部検証」という。）の実施については、「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」（令和 2 年 5 月 28 日付け生食発 0528 第 1 号）により通知したところですが、今般、別添のとおり「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施に関する Q&A」を取りまとめましたので、業務の参考としていただくとともに、円滑な運用方よろしく申し上げます。